

## BillOne 支店特約

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)の設置する BillOne 支店において取引を行う場合は、BillOne 支店において取り扱う各種サービス取引すべてにおいて、この特約(以下「本特約」といいます。)の下記条項に従うことに同意するものとします。

### 第 1 条(本特約の適用範囲)

1. 本特約は、お客さまが BillOne 支店において行うすべてのお取引について、銀行取引規定その他の規定の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約との間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイト (<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>) への掲示により告知します。
2. 当社とお客さまの間では、お客さまが BillOne 支店において行うそれぞれの取引ごとに、他の支店との取引とは別途、契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各取引規定も、BillOne 支店における取引の範囲内で適用されるものとします。

### 第 2 条(ご利用いただけるかた)

銀行取引規定第 1 条の定めにかかわらず、BillOne 支店の口座開設申込および口座を利用をすることができるのは、銀行取引規定第 1 条第 1 項の要件を満たし、かつ、当社を所属銀行とする銀行代理業者である Sansan 株式会社(以下「Sansan」といいます)から当社が指定する方法により BillOne 支店の口座開設に関する媒介を受けた事業者のお客さまに限られます。

### 第 3 条(取引方法)

BillOne 支店における当社との取引方法は、銀行取引規定第 2 条の定めるところによりますが、Sansan が提供する BillOne サービスに関連する当社所定の取引については、当社を所属銀行とする銀行代理業者である Sansan 所定の方法によってのみ行うことができます。

### 第 4 条(口座開設方法)

銀行取引規定第 5 条第 1 項の定めにかかわらず、お客さまは、BillOne 支店との取引にあたっては、当社所定の WEB サイトにアクセスし、当社所定の方法および操作手順にもとづいて、当社所定の各規定を承認のうえ、当社所定の申込画面に必要事項を入力し、当社に伝達することにより口座開設を申込みことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。

### 第 5 条(提供サービスの範囲)

BillOne 支店にてご利用いただける商品もしくはサービスは、当社 WEB サイトにおいて掲示する所定のものとします(当社の他の支店にてご利用いただける商品もしくはサービスの範囲とは異なります。)

### 第 6 条(取扱時間)

銀行取引規定第 14 条に定めるほか、BillOne 支店のご利用においては、Sansan が提供する BillOne サービスに関連するシステム等の障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、当社を所属銀行とする銀行代理業者である Sansan 所定の取引の提供を一時停止または中止することがあります。

**第7条(手数料等)**

銀行取引規定第12条の定めにかかわらず、BillOne支店における手数料または特典等については、当社WEBサイトにおいて掲示する所定のもの優先して適用されるものとします(このため、一部サービスにおいては、当社の他の支店にてご利用いただける手数料または特典等とは別のものが適用される場合があります。)

**第8条(他の支店の口座および取引との関係)**

お客さまがBillOne支店の取引に関して申告したお客さま情報が、当社の他の支店の口座または取引に関して申告されたお客さま情報と一致する場合、当社は、これらの口座または取引を同一のお客さまのものとして取り扱う場合があります。

**第9条(規定の変更)**

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイト

(<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本特約を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本特約に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上